

報道関係各位

株 式 会 社 U B I C
代 表 取 締 役 社 長 守 本 正 宏
東 京 都 港 区 港 南 2 - 1 2 - 2 3
(コード番号:2158東証マザーズ)

国際訴訟の現場で蓄積された技術とノウハウを基に開発された電子証拠開示支援システム「Lit i View」

電子証拠の収集から提出まで、最適な訴訟支援ツール 「UBIC Enterprise eDiscovery Solution」を提供

～電子証拠開示支援システム「Lit i View」とシマンテックのアーカイブ製品「Enterprise Vault」が連携～

株式会社 UBIC(本社:東京都港区、代表取締役社長:守本 正宏、以下 UBIC)は、株式会社シマンテックとのパートナーシップに基づき、同社のアーカイブ製品「Enterprise Vault」と、UBIC の豊富なノウハウと技術に基づき独自に開発した電子証拠開示支援システム「Lit i View」(リット・アイ・ビュー)との連携により、本日より、電子証拠の収集から提出までシームレスな環境を「UBIC Enterprise eDiscovery Solution」として、日本、及び海外企業の法務部門、法曹界を対象に提供します。

今後は、各種 IT 製品との連携可能な電子証拠開示支援システム「Lit i View」の活用により、グローバル企業が直面する国際訴訟での電子証拠開示:「E ディスカバリ」(eDiscovery)対応に最適なソリューションを提供いたします。

■国際訴訟対策への高まるニーズ

グローバル化により企業が海外へ市場を広げていく中で、現地で訴訟に巻き込まれるケースも増えています。現在、日本企業の法務部・知的財産部が直面している課題として、米国での民事訴訟の際に要求される「ディスカバリ」(Discovery)と呼ばれる“証拠開示手続き”への対応があります。米国での訴訟においては各種資料等の書面「Paper Discovery」による提出と、関係者が使用しているコンピュータやメディアに保存されているデジタルデータでの情報開示「E ディスカバリ」を要求される場合があり、2006 年 12 月に米国連邦民事訴訟手続規則(FRPC:Federal Rules of Civil Procedure)が改正されたことで、「E ディスカバリ」を要求される可能性がきわめて高くなりました。

電子データの提出に際して適切な処理・対応を怠れば、サンクション(制裁)の対象となり、さらなる情報の開示要求に加え、数十億円規模の制裁金を課せられる事例もあります。そのため、電子証拠開示作業を専門業者に依頼する傾向にありました。

■グローバル企業に襲いかかる法的リスクに備えた国際訴訟対策ソリューションの需要増加

近年、企業では内部統制の対応や増加傾向にある国際訴訟に対処するため、文書管理やメールアーカイブ製品への関心が高まっています。そして、世界において国際訴訟対策ソリューションへのニーズ増加 [参照 図 1] に伴い、大手 IT ソリューション企業は訴訟対策を目的とした製品のラインナップを充実させる傾向にあります。国際訴訟において、訴訟に関係する全ての情報が証拠開示の対象となり得ます。

UBIC は日本で唯一のリーガルハイテクノロジー総合企業として、既に 150 件以上のディスカバリー支援サービスを提供しています。実際の訴訟においてサービスを提供してきたノウハウと技術を基に、電子証拠開示支援システム「Lit i View」を自主開発いたしました。「Lit i View」は、同種のソフトウェア製品では難しいアジア言語の電子文書を正確に認識して処理することが可能であり、操作も容易です。

国際訴訟の現場で使用している「Lit i View」はパソコンやサーバなどの機器と連携して電子証拠を収集し、証拠として提出するためのデータ閲覧・選別・提出機能により、国際訴訟における電子証拠開示をお客様の社内でも実現できるようにするものです。お客様自身が社内でも作業を行うことで情報セキュリティも向上。その上、コスト削減も可能です。また、社内だけでなく弁護士からも直接閲覧できるシームレスな環境を提供いたします。

今後も UBIC はグローバルに展開する企業に必要な、法的リスクに備えた国際訴訟支援ソリューションを提供いたします。

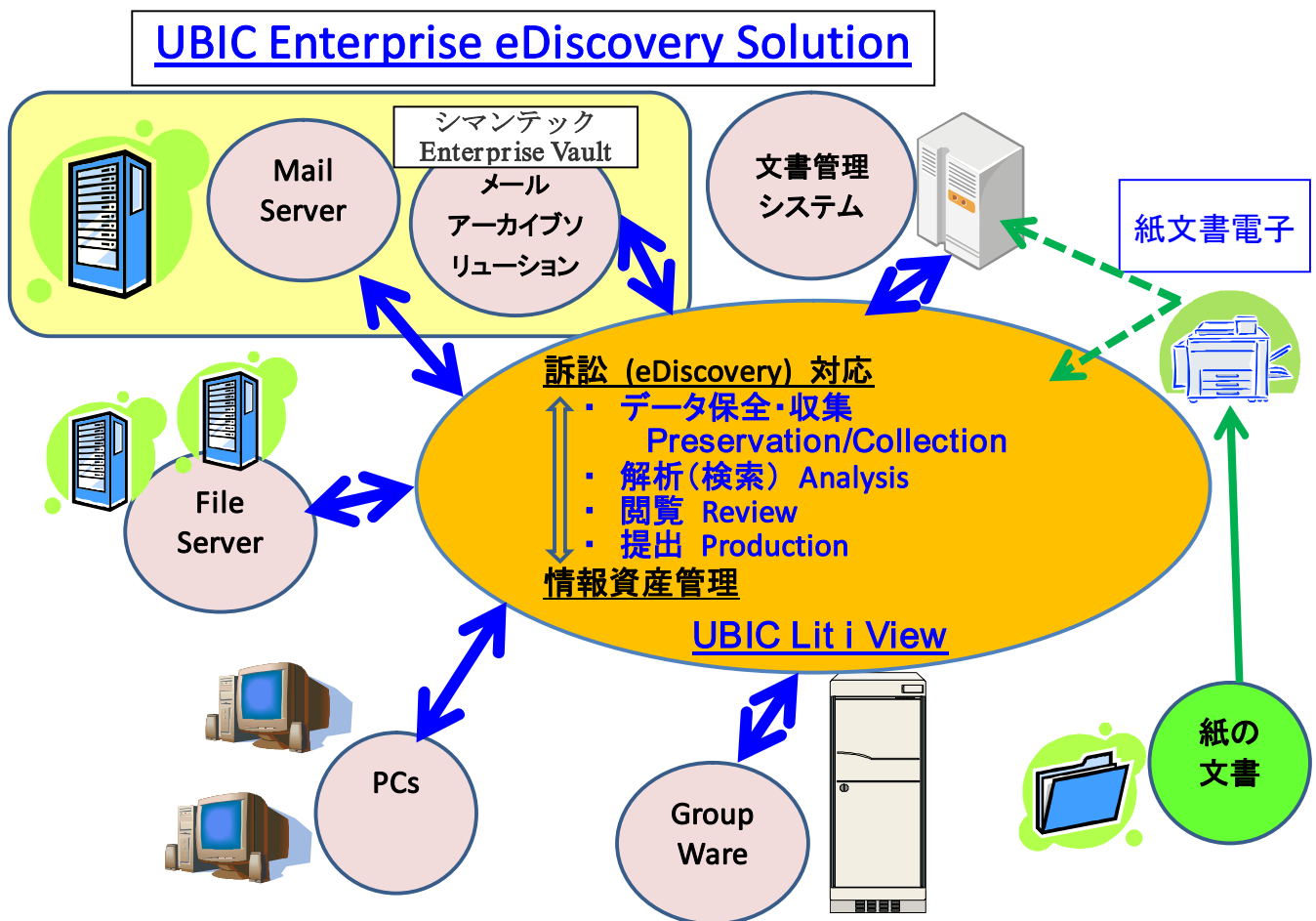
また UBIC は、企業が安心してシステムを導入・運用するために必要な、ディスカバリー支援サービスの経験を活かした「E ディスカバリ」コンサルティングサービスおよびシステムインテグレーションサービスも合わせて提供します。

■米シマンテック・コーポレーション インフォメーション・マネジメント・グループ, 製品管理部門シニア・ディレクター、Simon Jelley (サイモン・ジェリー)は以下のように述べています。

「Symantec Enterprise Vault」はコンテンツ及びメールアーカイブ製品として市場を牽引しており、企業や組織全体に渡り、非構造化データの保存、管理、及び検索を可能にします。弊社の「Enterprise Vault Discovery Accelerator」は、日本の顧客企業が、Enterprise Vault にアーカイブされた情報を検索し、その結果を株式会社 UBIC 様が独自に開発された電子証拠開示支援システム「Lit i View」(リット・アイ・ビュー)に提供することを可能にします。弊社の Discovery Accelerator により、顧客企業は法令遵守や、国際訴訟に向けた e-ディスカバリ(電子証拠開示)の為の検索作業を容易に行う事が出来ます。」

【UBIC Enterprise eDiscovery Solution とは】

国際訴訟(E ディスカバリ: 電子証拠開示手続き)で要求される電子証拠開示では、これまで各種 IT 機器毎に様々な手法で証拠の収集・抽出を行っておりました。UBIC が開発した電子証拠開示支援システム「Lit i View」(リット・アイ・ビュー)ではシマンテックの Symantec Enterprise Vault Discovery Accelerator を含む各種 IT 製品と連携し、「UBIC Enterprise eDiscovery Solution」として、国際訴訟で要求される電子証拠の収集から提出までシームレスな環境を提供し、迅速な証拠提出を強かにバックアップいたします。



【UBIC について】

代表取締役社長: 守本 正宏 東京都港区港南 2-12-23 明産高浜ビル 7 階

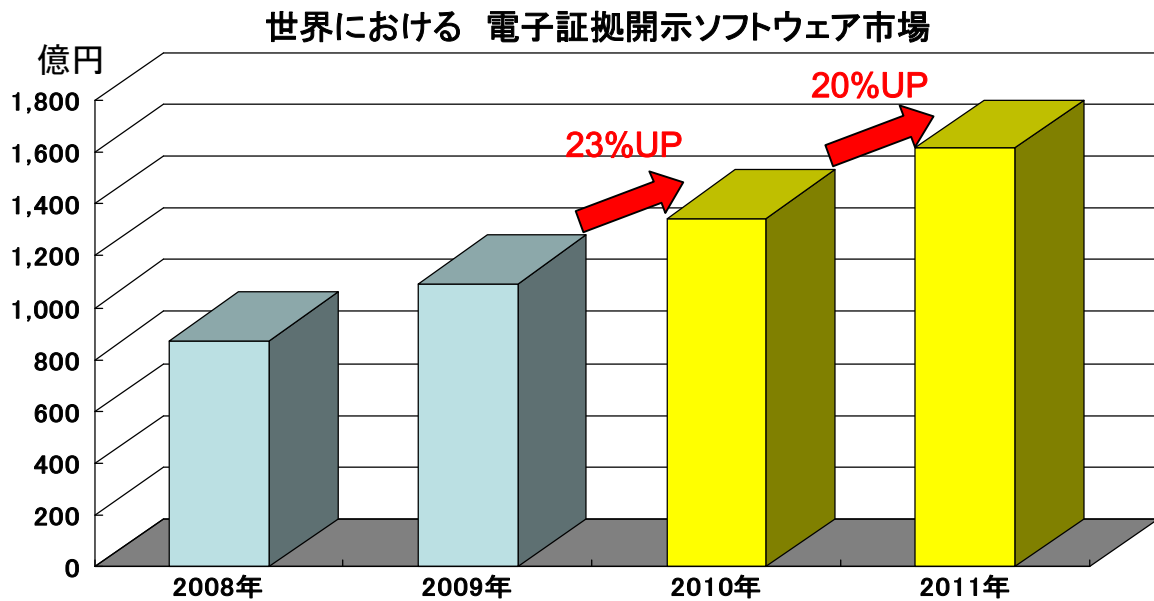
URL: <http://www.ubic.co.jp/>

株式会社 UBIC は、電子データ中心の調査を行なうコンピュータフォレンジック調査サービスや、法的紛争・訴訟の際に電子データの証拠保全及び調査・分析を行う国際訴訟対策支援(ディスカバリー支援サービス)を提供する、リーガルハイテクノロジー総合企業。アジア言語対応能力では世界最高水準の技術と、アジア圏最大の処理能力を有するラボを保有。2007 年 12 月米国子会社を設立。アジア・米国双方からアジア企業関連の訴訟支援を実施。2009 年末からは企業内でも国際訴訟における電子証拠開示が可能な電子証拠開示支援システム「Lit i View」(リット・アイ・ビュー)と文書管理を連携させた情報資産管理システム「i View Family」(アイ・ビュー・ファミリー)の販売を開始。2003 年 8 月 8 日設立。2007 年 6 月 26 日東証マザーズ上場。資本金 452,443,750 円 (平成 22 年 3 月 31 日現在)。

＜本件に関するお問い合わせ先＞

株式会社 UBIC 営業部 TEL: 03-5463-7577 FAX: 03-5463-7578

【参考 図 1】



2011年 売上 約1,600億円規模へ成長

景気後退の影響でコスト削減の意識が高まる。

2009年から社内向け電子証拠開示ソフトウェアの需要が高まり市場が拡大

【出所】Gartner